

株式報酬等の柔軟な活用を可能とするための開示府令・取引規制府令の改正

大谷 潤 金融庁総務企画局企業開示課開示企画調整官

渡部孝彦 金融庁総務企画局企業開示課課長補佐

岡村健史 金融庁総務企画局企業開示課係長

鈴木俊裕 金融庁総務企画局市場課専門官

一 はじめに

平成二九年七月一四日、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成二九年内閣府令第四〇号。以下「改正府令」という)が公布され、同日から施行された。

改正府令は、日本再興戦略改訂二〇一五および日本再興戦略二〇一六において、政府が進めている、株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図る取組みの一環として、①特定譲渡制限付株式、②パフォーマンス・シェア、③株式報酬(所定の時期に確定した数の株式を報酬として付与するもの。以下同じ)等による株式の割当てを行う場合に、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、ストック・オプション

ションの付与と同様に、(i)有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする改正、(ii)売買報告書の提出制度および短期売買利益の返還請求制度の適用除外とする改正を行うものである。

本稿では、改正府令について、パブリック・コメントで提出された意見も踏まえて解説する。なお、本稿において、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解であり、筆者らが現に所属する組織の見解ではないことをあらかじめ申し添えておく。

二 改正府令が対象とする株式報酬等

前記一のとおり、改正府令は、役員等に対する報酬の支給として、①特定譲渡制限付株式、②パフォーマンス・シェア、③株式報酬等による株式の割当てを行う場合について、所定の手

目次

- 一 はじめに
- 二 改正府令が対象とする株式報酬等
- 三 有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」について
- 四 売買報告書の提出制度および短期売買利益の返還請求制度の適用除外について
- 五 おわりに

当てを講じるものであり、役員(等)による役務の提供の対価として生じる金銭報酬債権の給付と引換えに、当該役員(等)に株式を直接割り当てる場合等をその対象としている。

株式を用いたこれらの報酬については、本年の税制改正により、損金算入のための要件が整理されたところであり(法人税法三四条一項、たとえば、前記損金算入の要件を満たす株式による報酬であつて、役員(等)による役務の提供の対価として生じる金銭報酬債権の給付と引換えに、当該役員(等)に株式などを直接割り当てるようなものについては、改正府令において手当ての対象とされている株式に該当するものと考えられる。

三 有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」について

有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」は、「上場会社等について、企業の

判断で株主の権利が大きく希釈化されることや、支配権の所在が経営陣自身によって恣意的に選択されることについては、コーポレート・ガバナンスの観点から、看過できない重大な問題を孕んでいる(注二)との問題意識のもと、第三者割当てに係る割当て先や目的等について、平成二二年四月より開示が求められている(注二)(企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」という)第二号様式第一部第三)。

「第三者割当ての場合の特記事項」については、昨年、税法上の特定譲渡制限付株式を、当該株式の発行者である提出会社またはその関係会社の役員等(役員、会計参与または使用人)に割り当てる場合につき、割当て先や目的が明確であることから、ストック・オプションの付与と同様に、「第三者割当て」(開示府令一九条二項一号㉞)から除外し、「第三者割当ての場合の特記事項」の記載を不要とする旨の改正が行われたところである。改正府令は、特定譲渡制限付株式のほか、パフォーマンス・シェアや株式報酬等として株式の割当てを行う場合についても、役員等に対する報酬の支給の一種であり、割当て先や目的が明確であることから、「第三者割当ての場合の特記事項」の記載を不要とする旨の改正を行うものである。

改正府令において「第三者割当ての場合の特記事項」の記載が不要とされたのは、提出会社または関係会社(親会社や子会社など)が、これらの会社の役員等から役務の提供を受ける場合

において、役員等の役務の提供の対価として当該役員等に生ずる金銭報酬債権につき、

① 当該金銭報酬債権の給付と引換えに自社株等(提出会社が発行者である株式または新株予約権)を役員等に直接割り当てる方法、または

② 関係会社の役員等に給付されることに伴って当該金銭報酬債権が消滅することとなる自社株等を関係会社の役員等に直接割り当てる方法

である。なお、提出会社が、当該提出会社の役員等に株式による報酬を交付する場合のみならず、その関係会社の役員等に株式による報酬等を交付する場合であっても、関係会社の役員等がその役務の提供の対価として有することになる金銭報酬債権について、その金銭報酬債権の給付と引換えに、提出会社の株式等が当該役員等に割り当てられることとなっているものである。必要と考えられる。

四 売買報告書の提出制度および短期売買利益の返還請求制度の適用除外について

金融商品取引法(以下「法」という)一六三条は、上場会社等の役員および主要株主は、自己の計算において同条に掲げる当該上場会社等の特定有価証券または関連有価証券(以下「特定有価証券等」という)に係る買付け等または

売付け等をした場合には、その売買等に関する報告書を売買等があった日の属する月の翌月一五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない旨を定めている(売買報告書の提出制度)。

また、法一六四条は、上場会社等の役員または主要株主がその職務または地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、当該上場会社等の特定有価証券等について、自己の計算においてそれに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、または売付け等をした後六月以内に買付け等をして利益を得た場合においては、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる、旨を定めている(短期売買利益の返還請求制度)。当該短期売買による利益については、内閣総理大臣は、法一六三条による報告書の記載に基づき、上場会社等の役員または主要株主が利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分の写し(以下「利益関係書類」という)を当該役員または主要株主に送付し、当該役員または主要株主から、当該利益関係書類に関し一定期間内に申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付することとしている(法一六四条四項)。

もつとも、法一六三条一項ただし書および一六四条八項において、買付け等または売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、売買報告書の提出制度および短期売

買利益の返還請求制度の適用除外とする旨が規定されており、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という）三〇条一項および二三条において、売買報告書の提出制度および短期売買利益の返還請求制度の適用除外となる場合を列挙している。

売買報告書の提出制度および短期売買利益の返還請求制度の対象となる買付け等または売付け等のうち、「買付け」については、金銭を対価として当該上場会社等の特定有価証券等を取得することをいうと解されている（注三）。上場会社等が役員に対してインセンティブ報酬として、①特定譲渡制限付株式、②パフォーマンス・シェア、③株式報酬（法人税法三四条一項）等の株式による報酬を交付する場合、上場会社等の役員が当該上場会社等に対して金銭報酬債権を現物出資することが想定されるが（注四）、この場合、形式的には金銭報酬債権を対価として当該上場会社等の株券を取得しているものの、実質的には金銭を対価として株券を取得している場合と同視できると考えられる。そのため、このような場合にも上場会社等の役員は売買報告書の提出制度および短期売買利益の返還請求制度の対象となり、たとえば、自己株式の処分による譲渡制限付株式の付与が毎年度行われるような場合に、役員が以前に付与された譲渡制限付株式の売却を行うことが事実上困難になる等の事態が生じ、インセンティブ報酬としての株式による報酬の活用の障害となるのではないか、との意見があったところである。

役員に対するインセンティブ報酬については、従前から、インセンティブ報酬を阻害しないようにするという観点から、ストック・オプションの付与を受けた場合や、ストック・オプションを行使することによって株券の買付けを行った場合を、売買報告書の提出制度および短期売買利益の返還請求制度の適用除外として規定していたところである（取引規制府令三〇条一項一号・二号）。上場会社等の役員が、役務の提供の対価として生ずる債権の給付と引換えに当該上場会社等の株券の交付を受ける場合についても、ストック・オプションと同様のインセンティブ報酬であることに鑑み、今般の改正府令では、このような場合についても売買報告書の提出制度および短期売買利益の返還請求制度の適用除外とする等の手当てを行ったものである。なお、適用除外となる株式の範囲については、法人税法三四条一項各号に該当する株式のみではなく、株式による報酬一般を対象としている。

具体的には、取引規制府令三〇条一項の改正を行い、上場会社等の役員が、当該上場会社等に対し役務の提供をする場合において、役務の提供の対価として生ずる債権の給付と引換えに取得することとなる当該上場会社等の株券の買付けをした場合を、売買報告書の提出制度および短期売買利益の返還請求制度の適用除外とする旨を明文化している（改正後の取引規制府令三〇条一項一三号）。

五 おわりに

政府では、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図っているところであり、企業による積極的な取り組みが期待される。

（注一）金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告書（上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて）」（平成二十二年六月一七日。http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html）三頁。

（注二）谷口義幸・宮下央・小田望未「第三者割当に係る開示の充実等のための内閣府令等の改正」本誌一八八八号（二〇一〇）四頁以下。

（注三）堀本修「会社役員・主要株主の株券等の売買に関する省令の解説」改正証取法一八八条～一九〇条の省令——本誌一一五九号（一九八八）八頁参照。

（注四）石綿孝二・渡辺邦広・小山浩・梶元孝太郎「日本版リストリクテッド・ストックの導入」——譲渡制限付株式報酬導入に係る実務上の留意点——本誌二〇二〇号（二〇一六）一一頁参照。

おおたに・じゅん
わたなべ・たかひこ
おかむら・けんじ
すずき・としひろ